資料１３

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　事業者登録規程

平成８年１２月１６日　制定・施行
平成１３年７月２日　改正・施行
平成１７年７月１日　改正・施行
平成１８年７月３日　改正・施行
平成１９年７月２日　改正・施行
平成２０年７月１日　改正・施行
平成２１年７月１日　改正・施行
平成２２年７月１日　改正・施行
平成２３年７月１日　改正・施行
平成２４年７月１日　改正・施行
平成２４年１２月２６日　改正・施行
平成２５年７月１日　改正・施行

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」又は「協会」という。）が「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成七年六月十六日法律第百十二号（以下「法」という。））に基づき委託する分別基準適合物の再生処理の入札に参加する再生処理事業者として登録申請を希望される事業者の方には、以下の条件が適用されます。

１　法第三十七条第二項の政令で定める以下の基準（平成七年十二月十四日政令第四百十一号（以下「施行令」という。）第九条）に適合していること。

一　法第二十一条第一項に規定する指定法人の委託を受けて法第三十七条第一項に規定する行為を実施する者（以下この条において「受託者」という。）が当該行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二　受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑

法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ　法第三十七条第一項に規定する行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト　法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。チにおいて同じ。）のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

（１）本店または支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

（２）(1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の運搬又は再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

チ　個人でその使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

三　受託者が自ら法第三十七条第一項に規定する行為を実施する者であること。

２　建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条及び第五十一条、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)並びにその他の関係法令及び地方自治体の定める条例に適合していること。

３　事業者に次の各号の一に該当することが生じたとき又は該当することが判明したとき、当該事業者は該当することが生じた日又は判明した日が属する年度及び次年度以降の協会が指定した特定期間において、原則として、再生処理事業者としての登録を行えないこと。

一　施行令第九条第二号ハに規定する法律に違反し、30 日以上の期間の事業の全部若しくは一部の停止又は施設使用停止の行政処分を受けたとき。

二　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次号及び第五号において同じ）又は役員であった者が当該事業者に在職中になした

行為において施行令第九条第二号ハに規定する法律の違反又は禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起されたとき。

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる者、その構成員またはその構成員から成る企業体（以下総称して「反社会的勢力等」という）、又は反社会的勢力等でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配するとき又は役員として実質的に経営に関与するとき。

四　法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の国税又は地方税を滞納しているとき、又は社会保険料を滞納しているとき。

五　事業者又はその役員若しくは役員であった者が法又は施行令第九条第二号ハに規定する法律若しくはこれらの法律に基づく行政処分に違反した者であるとき又は当該違反行為をすることを要求し、依頼し、唆し違反行為を実行させ又は当該違反行為を助けた者であるとき。

六　入札に際し談合又は不当な連合を行う等、入札に関し協会による公正な執行を妨げたとき。

七　事業者が、法に基づき協会が締結した再商品化を委託する再商品化実施契約（以下「実施契約」という。）の現に契約事業者である場合又は過去五年以内に終了する事業年度のいずれかにおいて契約事業者であった場合で、実施契約の履行にあたり次の事項のいずれかに該当するとき。ただし、実施契約の履行に関して協会が定める再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程（以下「措置規程」という。）に基づき下記事項に起因して登録停止措置を既に受け、その停止期間を経過したときは、当該措置が適用された事項についてはこの限りではない。

イ　協会の承諾なく市町村に対し分別基準適合物の引取拒否の意思表示を直接行ったとき

ロ　登録施設以外で再生処理を行ったとき又は実施契約に基づき認められた事業者以外の者と再商品化業務を共同で実施したとき

ハ　再委託又は商法第十四条に規定する名板貸しをしたとき

ニ　実施契約に基づき定められた再商品化率又は再商品化製品品質基準に恒常的に未達成のとき

ホ　協会に対する再商品化に関する報告において虚偽又は不正をなしたとき

ヘ　協会による現地検査又は訪問調査の執行を拒否し、妨害し又は忌避したとき

ト　再商品化を行うことなく分別基準適合物を処分したとき

チ　残さを不適正処理したとき

リ　運搬事業者が事業者登録規程第１項若しくは第２項に違反すること又は事業者登録規程第３項第一号乃至第四号に該当することに関与し又は該当することを黙認し又は該当することを知りながら協会に報告しなかったとき

ヌ　再商品化製品の利用事業者における再商品化製品の不適正利用に関与し又は不適正利用を黙認し又は不適正利用を知りながら協会に報告しなかったとき

ル　実施契約に定める記録を行っていなかったとき

オ　措置規程に基づく契約解除（一部解除を含む）を伴う措置を適用されたとき又は業務改

善指示に従わなかったとき

ワ　その他、実施契約の違反となる行為に該当するとき

八　前号において、契約事業者又は契約事業者であった者による実施契約の違反行為を要求し、依頼し、唆し違反行為を実行させ又は当該違反行為を助けた者であるとき。ただし、当該行為をしたときから五事業年度を経過しているときはこの限りではない。

九　事業者登録申請に関して協会に提出した書類や報告事項において虚偽の記載又は報告をしたとき。

十　協会による落札結果通知後に実施契約を締結しなかったとき。ただし、協会が認める合理的理由があるときはこの限りではない。

十一　各都道府県で施行されている暴力団排除条例の禁止規定に違反したとき。

４　事業者登録申請の内容は、事業者において登録申請内容が正確かつ真実であることを自らの責任において表明し保証するものであり、協会が登録申請書を受理したこと又は事業者の申請に基づく事業者登録がなされたことによって、不正確又は真実でない申請内容について協会が承認又は認定したとみなされるものではないこと。

５　事業者登録は協会が官報に公示する条件にしたがい各事業年度毎に行なわれ、対象とする当該事業年度において有効であり、前事業年度又は過年度に登録した事業者においても事業年度ごとに改めて登録が必要であること。

６　事業者登録後、事業者登録規程に違反していること又は事業者登録の欠格事由に該当する状態になったことが判明した場合、当該事業者は事業者登録資格を失い、その結果、入札資格を喪失すること。

７　入札後、事業者登録規程に違反していること又は事業者登録の欠格事由に該当する状態になったことが判明した場合、当該事業者の事業者登録資格は遡及的に喪失することになるため、実施済みの入札は無効となること。実施契約締結後、事業者登録規程に違反していること又は事業者登録の欠格事由に該当する状態になったことが判明した場合、当該事業者について契約無効又は契約解除の事由となること。

８　この事業者登録規程の改廃は、別に定める「諸規程管理規則」（平成２１年３月２４日制定）の定めるところに拠る。

付則

この改正規程は、平成２５年７月１日から施行する。

事業者登録規程に関する運用基準

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
制定・施行　平成２４年７月１日
改正　平成２５年７月１日

この事業者登録規程に関する運用基準（以下「運用基準」という。）は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づき公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）が制定した事業者登録規程第１項第二号ホに定める「不正又は不誠実な行為をするおそれがある者」に関する規定について、その解釈・運用における基本的考え方を示し、公正、妥当な個別的判断を整合して行うことを目的とするものである。

１　行政処分の指針を参考とすること

事業者登録規程第１項第二号ホの「法第三十七条第一項に規定する行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に関する規定の解釈・運用においては、環境省が各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長あて廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関して発出した「行政処分の指針について（通知）」（平成２５年3月２９日付け環廃産発第１３０３２９９号。以下「行政処分の指針」という。）を基本的考え方の参考とする。

２　不正又は不誠実な行為をするおそれがある者について

次のいずれかに該当するときは、事業者登録規程第１項第二号ホの「法第三十七条第一項に規定する行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当する者とみなす。

一　行政処分の指針（第２　産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し　２　要件（４）③）を準用し、行政処分の指針において「その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」として例示されている場合に該当するとき

二　法に基づき協会との間で締結した再商品化に関する再商品化実施契約（以下「実施契約」という。）の現に契約事業者である場合又は過去において契約事業者であった場合で、当該法人が次のいずれかに該当するとき

イ　法又は事業者登録規程第１項第二号ハに規定する法令違反により、当該法人又はその役員（業務執行社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）、当該法人の５％以上の株主若しくは出資者、又は当該法人の使用人（本店若しくは支店又は廃棄物の運搬、処理若しくは再生に係る契約締結権限を有する者を置く事業所の代表者）（以下、役員又は使用人について、下記ロにおいても同様。）について公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けているとき。

ロ　実施契約の履行に関して協会が定める再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程（以下「措置規程」という。）に定める不適正行為により実施契約の全部解

除又は事業者登録停止の措置の適用を受けた年度の末日から三年を経過していない場合又は事業者登録停止期間を経過していない場合に、当該不適正行為を行った時にその役員、使用人又は不適正行為に関して情状が特に重いと考えられるその他の使用人(上記イに規定される使用人以外の該当者)に該当する者であった者を含むとき

三　上記の各条項は、過去において実施契約の契約事業者でなかった事業者が事業者登録申請をなした場合において準用し、上記の各条項のいずれかに規定される者が登録申請事業者の役員（業務執行社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)、当該法人の５％以上の株主若しくは出資者、又は当該法人の使用人(本店若しくは支店又は廃棄物の運搬、処理若しくは再生に係る契約締結権限を有する者を置く事業所の代表者）に含まれるとき

四　措置規程に定める不適正行為により実施契約の全部解除又は事業者登録停止の措置の適用を受けた年度の末日から三年未経過又は事業者登録停止期間未経過の実施契約事業者の管理者(上記第２項第二号イ又は第２項第三号で定義される役員又は使用人に該当しないその他の者で、かつ当該事業者の工場長、部・課長など業務執行上の管理者又はこれらに準ずる者)であった者（以下この号において「実施契約事業者の管理者」という。）が、登録申請事業者の管理者(工場長、部・課長など業務執行上の管理者又はこれらに準ずる者)に複数含まれるとき、又は実施契約事業者の管理者が登録申請事業者の役員又は使用人(上記第２項第二号イ又は第２項第三号で定義される役員又は使用人）若しくは当該法人の５％以上の株主、出資者に含まれるとき

３　適用

この運用基準は、法に基づき協会が実施する平成２６年度事業者登録の審査から適用する。